

加賀市介護人材養成支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年12月28日

加賀市長 宮 元 陸

加賀市介護人材養成支援事業補助金交付要綱

〔令和4年12月28日〕  
〔告示第198号〕

(趣旨)

第1条 新たな介護人材の確保及び介護職員の資質の向上を図るため必要な事業については、加賀市補助金交付規則(平成17年加賀市規則第50号)及び加賀市税等の滞納者に対する特別措置に関する条例施行規則(平成20年加賀市規則第6号)に定めるもののほか、この告示の定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業所 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の35第1項に規定する介護サービスを提供する事業所又は施設をいう。
- (2) 介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号に規定する知識及び技能を習得させるために同号に規定する学校又は養成施設が実施する研修をいう。
- (3) 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係る研修をいう。

(事業の種類等)

第3条 第1条の規定による事業の種類、補助対象経費、補助率等は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この条の規定にかかわらず、予算の範囲内において補助

金を交付する。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に所在する介護サービス事業所に介護職員として勤務し、又は勤務しようとする者
- (2) 前号に掲げる者のほか、介護業務に携わる者で市長が特に必要があると認める者

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、介護人材養成支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出するものとする。

- (1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 申請者が介護サービスを実施する法人に在職している場合 在職証明書(様式第2号)その他当該在職していることを証する書類

イ 申請者が介護サービスを実施する法人に採用される見込みである場合 採用証明書(様式第3号)その他当該採用される見込みであることを証する書類

- (2) 補助対象経費に係る領収書その他の支払を証明する書類(当該申請者を名宛人とするものに限る。)

- (3) 補助対象経費に係る研修又は資格試験(以下「研修等」という。)の内容を記載した書面(パンフレット等を含む。)

- (4) 研修等を修了し、又は合格したことを証する書類(当該申請をした日の1年前の日以後に交付されたものに限る。)

2 申請者は、前項第1号イに定める書類を添え、同項の規定による申請をした場合は、当該申請をした日から1年以内に同項第1号アに定める書類を市長に提出しなければならない。

(申請期間)

第6条 前条の規定による申請をすることができる期間は、研修等の受講又は受験を終えた日から当該受講又は受験を終えた日の属する年度の末日までとする。ただし、当該受講又は受験を終えた日の属する年度の末日までに前条第1項第4号の書類が到達しない場合は、この限りでない。

(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否の決定及び額の確定を行い、その結果を介護人材養成支援事業補助金交付決定(却下)通知書兼補助金額確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が、当該交付を受けた日から1年以内に市内に所在する介護サービス事業所に採用されなかった場合又は介護サービス事業所を退職等した場合(次に掲げる場合を除く。)は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 死亡又は疾病等により業務に従事することができなくなったとき。
  - (2) 介護サービス事業所の都合により業務に従事することができなくなったとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が認めた場合
- (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年12月28日加賀市告示第198号)

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の加賀市介護人材養成支援事業補助金交付要綱第6条の規定は、令和3年4月1日以後に受講又は受験を終えた研修等について適用する。

別表(第3条関係)

事業の種類、補助対象経費、補助基本額及び補助率

事業の種類	補助対象経費	補助基本額	補助率
介護人材養成 支援事業	(1) 介護福祉士実務者研修の受講に要する経費	必要と認める額	定額。ただし、1人当たり10万円を限度とする。
	(2) 介護職員初任者研修の受講に要する経費	必要と認める額	定額。ただし、1人当たり5万円を限度とする。
	(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める研修の受講及び資格試験の受験に要する経費	必要と認める額	定額。ただし、1人当たり3万円を限度とする。

備考

- 1 他の法律又は予算制度に基づく国、都道府県、市町村又は介護サービス事業所その他の団体の負担金、補助金等(以下「負担金等」という。)の交付を受ける場合は、補助対象経費から負担金等の額を控除した額を補助基本額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。